

基本目標 男女の共生と自立・ 参画を進める環境の整備

～ 一歩ふみだす勇気を応援します ～

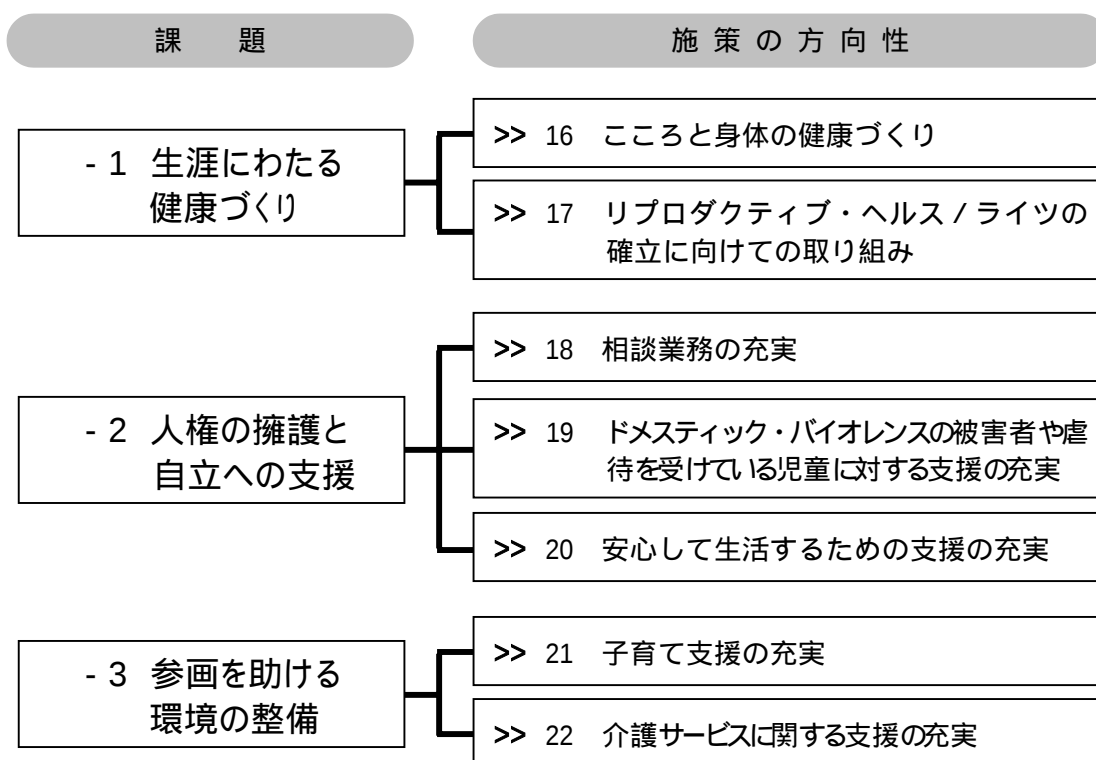
基本目標Ⅲの趣旨

男女がともに自立して暮らしていくために、生涯を通じて健康であることはもちろんのこと、あらゆる暴力を否定し、個々の生き方が尊重されることが大切です。

また、介護や子育てによる精神的、肉体的な負担は、その多くを女性が担っているのが現状ですが、男女が協力しあうことにより、ともに社会へ参画することが望まれます。

さまざまな立場や家族形態にある男女が、互いの人権を尊重するとともに、互いの健康を気づかい、思いやりのこころを持ちながら、ともに助けあい、支えあう社会づくりをめざします。

基本目標Ⅲの体系



課題 - 1 生涯にわたる健康づくり

現状と課題

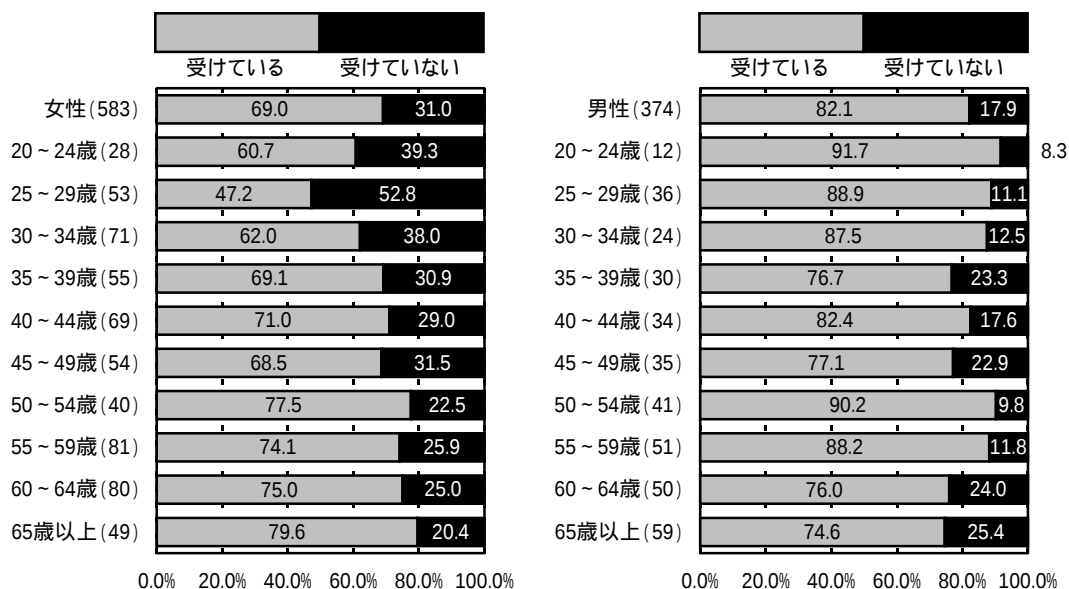
生涯を通じて自分らしい生活をするために、健康の維持増進を図ることは大切なことです。

市民の意識調査における健康診査の受診状況をみると、女性は、男性に比べて受診率が低い傾向がみられ、特に結婚したり、出産したりすることの多い20歳代後半での受診状況が低くなっています。

一人ひとりが自分の健康に対する意識を高め、健康づくりを実践するためには、さまざまな場を通じて、健康づくりの普及啓発と取り組みやすい環境を提供する必要があります。

女性は妊娠出産にかかる健康の確保はもとより、妊娠出産にかかる人権の保護についての一層の理解や普及啓発が必要です。

健康診査の受診状況



()内は有効回答数

資料・男女共同参画に関する市民の意識調査（平成16年度）

体 系

施策の方向性		行動計画	
16 こころと身体の健康づくり	(32) 健康に関する正しい知識を普及する		市民 企業
	(33) 健康診査、健診後の相談・教室を充実する		
	(34) 健康づくりを支援する環境を整える		
17 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立に向けての取り組み	(35) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解を深める		
	(36) 妊娠・出産期のこころと身体の健康を支援する		
	(37) 思春期の心身の健康を支援する		

指 標

行動計画	検証指標	現 状	目 標 平成 2 1 年度	目 標 平成 2 4 年度
(33) 総合計画	基本健康診査受診率	51.4% (H16 年度)	71%	72%
(33)	受診者を女性に限定した人間ドック実施回数	7 回 (H16 年度)	9 回	12 回
(34) 総合計画	ヘルスマイト数	63 人 (H17.4)	120 人	144 人
(34) 総合計画	健康づくりリーダー数	16 人 (H17.4)	18 人	19 人
(34) 総合計画	市民保養事業利用件数	37,932 件 (H16 年度)	45,000 件	46,800 件
(36) 総合計画	妊婦健診受診率	93.1% (H16 年度)	97.9%	98.2%
(36)	妊婦の喫煙率	4.1% (H16 年度)	3.5%	3.0%
(37) 総合計画	思春期保健相談士数	0 人 (H17.4)	2 人	3 人
(37) 総合計画	学校等への性教育などに関する講師（健康教育講師）派遣回数	0 件 (H16 年度)	10 件	15 件

施策の方向性

16 こころと身体健康づくり

男女がともに生涯を通じてこころも身体も健康であるために、自らの健康状態を把握し、正しい知識をもって健康管理ができる環境づくりをめざします。

行動計画

(32) 健康に関する正しい知識を普及する

健康に関する正しい知識を普及するため、情報提供を行う

新	こころの健康に関する知識を普及する	健康課
新	健康づくり（栄養と運動）に関する知識を普及する	健康課
	学校教育の中で喫煙、飲酒、薬物乱用が心身に及ぼす影響について学習する機会をつくる	学校教育課

行動計画

(33) 健康診査、健診後の相談・教室を充実する

健康診査の受診を促進するとともに、受けやすい環境を整える

	各種健康診査の必要性と健診に関する情報を広報やホームページにより提供する	健康課	指標 P 69
	女性の受診率を高めるために、人間ドックに女性デー（受診者を女性に限定）を設け、女性の医師や検査技師を配置するなど受診しやすい環境を整える	健康課	指標 P 69
新	生活習慣病予防を図るために、地域における相談・教室の情報を事業所へ提供するほか、勤労者が受けやすいように相談・教室を実施する	健康課	

行動計画 **市民** **企業**

(34) 健康づくりを支援する環境を整える

生涯を通して、こころと身体が健康であるように、多彩な支援を実施する

	ヘルスメイト、健康づくりリーダーの養成及び支援を行い、地域におけるヘルスメイト、健康づくりリーダーの協力による健康づくり事業を進める	健康課	指標 P 69
新	地域における健康づくりを推進するために学校、事業所等の関係機関との連携を進める	健康課	
新	介護が必要とならないように、特定高齢者 に対して介護予防事業を行う	健康課	指標 P 69
	こころと身体をリフレッシュし、家族のふれあいを深めるため、市民保養事業を実施する	商工課	
	スポーツ教室やスポーツ事業を開催し、運動を通じた仲間づくりや体力づくりを進める	体育課	

【特定高齢者】要支援、要介護状態となる可能性が高いと考えられる高齢者



ヘルスメイト

>> Key - Word

ヘルスメイトとは「食生活改善推進員」の愛称で、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、生涯にわたる健康づくり活動を、食を通して地域において推進するボランティアです。

健康づくりリーダー

>> Key - Word

県が養成する運動実践を中心に健康づくりを支援するボランティアです。

施策の方向性

17 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの 確立に向けての取り組み

性と生殖に関して正しい知識を広め、男性の理解を深めることにより、女性が生涯にわたって身体的・精神的・社会的に良好な状態で、尊重される環境づくりをめざします。

行動計画

(35) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する理解を深める

リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発を推進する

新	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する認識を高めるためのPRを行う	市民活動課 健康課
	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに精通した職員の育成を進めるため、受胎調節実施指導員認定講習会や思春期保健セミナーへ参加する	健康課

行動計画

(36) 妊娠・出産期のこころと身体を健康を支援する

妊娠中を快適に過ごし、出産後も健康を維持できるよう支援する

妊娠・出産期における健康について、妊婦とその夫に対して、パパママ教室において知識を普及する	健康課	指標 P 69
妊婦健診の重要性や妊娠中に受けられる行政サービスの内容を母子健康手帳交付時に周知する	健康課	
妊婦の不安を軽減するため、相談や家庭訪問などを行い支援していく	健康課	
たばこ、アルコールが身体に及ぼす害を妊婦指導で周知する	健康課	指標 P 69

行動計画

(37) 思春期の心身の健康を支援する

性に関する理解を深め、相談体制の充実を図る

新	性の悩みとところの問題に取り組むため、思春期保健相談窓口を開設する	健康課	指標 P 69
新	妊娠・性感染症について正しい知識を普及するため、学校等へ性教育用機材の貸し出しや講師派遣を行う	健康課	指標 P 69

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

>> Key - Word

「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。個人、特に女性が生涯にわたって、自らの健康を守って生きることをいい、身体的・精神的・社会的に良好な状態であることが重要な人権の一つとして認識されています。

自分の身体や健康について正しい知識や情報を持つこと、子どもを、いつ、何人産むか、または産まないかを主体的に選択する自由、性感染症の予防、思春期、妊娠・出産期、更年期における健康上の問題、性的暴力や差別・強制を受けないことなど幅広い課題が含まれます。



課題 - 2 人権の擁護と自立への支援

現状と課題

女性への暴力や性犯罪、ストーカー、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力は、これまでなかなか社会問題として表面化してきませんでした。全国50の法務局・地方法務局の本局に設置してある専用相談電話「女性の人権ホットライン」では、年間20,000件を超える相談があります。

また、ドメスティック・バイオレンスに関する相談件数も年々増加しており、女性が抱える問題の実態を把握し、女性が安心して暮らせる社会づくりが求められます。

また、仕事と子育てを一人で担うひとり親家庭の身体的・精神的負担の軽減や、高齢者や障害のある人など支援を必要とする人が、自立した生活を送ることができる社会づくりが必要です。

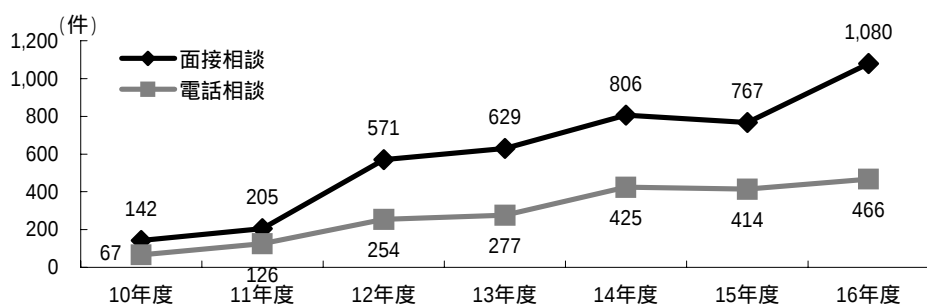
「女性の人権ホットライン」の相談件数

単位：件

相談内容	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
暴行虐待	1,145	2,166	2,412	2,478
強制・強要(セクハラ除く)	1,147	2,348	3,049	3,086
セクハラ	329	643	805	694
ストーカー	202	334	403	425
その他	6,800	17,454	22,446	20,225
合計	9,623	22,945	29,115	26,908

資料・法務省資料

ドメスティック・バイオレンスに関する相談件数の推移（愛知県女性相談センター）



資料・県健康福祉部

体 系

施 策 の 方 向 性		行 動 計 画	
18 相談業務の充実		(38) 相談業務の周知・啓発を進める	
		(39) 相談窓口業務を充実する	
19 ドメスティック・バイオレンスの被害者や虐待を受けている児童に対する支援の充実	重点	(40) 被害者を早期発見する体制づくりを進める	市民
		(41) 庁内及び関係機関との連携を強化する	
20 安心して生活するための支援の充実		(42) ひとり親家庭への支援を充実する	
		(43) 要援護者への支援を充実する	市民

指 標

行動計画	検証指標	現 状	目 標 平成 2 1 年度	目 標 平成 2 4 年度
(39)	相談件数（児童課）	1,500 件 (H16 年度)	2,000 件	2,500 件
(40)	行政職員に対するドメスティック・バイオレンス研修の実施率	0% (H16 年度)	50%	70%
(41)	ドメスティック・バイオレンス庁内連絡会議の開催回数（年間）	0 回 (H16 年度)	2 回	2 回
(41)	要保護児童対策地域協議会の開催回数	2 回 (H16 年度)	3 回	3 回
(42) 総合計画	母子自立支援員相談件数	617 件 (H16 年度)	700 件	790 件

施策の方向性

18 相談業務の充実

女性が安心して暮らせる社会を築くため、女性の人権を守り、自立を助けるための相談業務の充実をめざします。

行動計画

(38) 相談業務の周知・啓発を進める

相談窓口についてPRする

新	NPO、行政などが行う女性に関する相談業務の案内一覧を作成し、配布する	市民活動課
	広報、ホームページ、テレホンガイド等により市が行う相談窓口の開設状況を利用者に周知する	市民課

行動計画

(39) 相談窓口業務を充実する

女性が抱える悩みごとやドメスティック・バイオレンス、児童虐待、人権などに関する相談業務を充実する

女性からの悩み相談など市役所相談室における相談業務の充実を図る	市民課
人権意識を高めるため、人権週間等にあわせ人権擁護のPR活動を行い、特設人権相談所を開設する	市民課
母子相談、子育て相談、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待に関する相談業務の充実を図る	児童課
女性が安心して相談できるよう、心配ごと相談、福祉法律相談などの相談業務の充実を図る	社会福祉協議会

**指標
P 75**

市役所の主な相談窓口

名 称	問い合わせ	名 称	問い合わせ
市民相談	市民課相談係	内職相談	児童課
弁護士による法律相談		母子相談	
司法書士による法律相談		母子家庭就業相談	
人権相談		児童相談	
女性悩みごと相談		障害者相談	総合福祉センター
労働相談	商工課	ボランティア相談	社会福祉協議会
職業相談		心配ごと相談	
子育て相談	子育て支援センター	福祉法律相談	

性別による差別的扱いを受けた、人権を侵害されたなど、男女共同参画が阻害されたときには、愛知県男女共同参画推進条例に基づく

男女共同参画阻害事項相談申出制度 をご利用ください。

- ・県民（事業者および県内に在勤・在学の方を含む）の方なら、どなたでも申し出ることができます。
- ・弁護士や大学教授など高い見識を有する男女共同参画相談委員が公平・中立な立場から申出の内容について調査を行い、その結果に基づいて申出をした方に助言します。



詳しくは、愛知県男女共同参画室 電話 052 - 954 - 6178（ダイヤルイン）

URL <http://www.pref.aichi.jp/danjo/soudanseido.htm>

施策の方向性

19 ドメスティック・バイオレンスの被害者や 虐待を受けている児童に対する支援の充実

女性に対するあらゆる暴力を根絶し、ドメスティック・バイオレンスの被害者や虐待を受けている児童の早期発見に努め、一人で悩み孤立することのない環境づくりをめざします。

行動計画

市民



(40) 被害者を早期発見する体制づくりを進める

女性や児童への暴力を許さない社会・環境づくりを進める

	女性や児童に対する暴力の実態を把握するための調査を実施する	市民活動課
新	市民向けの講座においてドメスティック・バイオレンスや児童虐待に対する認識を深めるための内容を取り上げる	市民活動課
新	女性や児童に対する暴力への認識を深め、被害者を早期発見することができるよう窓口職員や保育士などへの研修を実施する	市民活動課
	ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の案内パンフレットを作成し、PRする	市民活動課
	女性や児童に対する暴力の根絶に向けて意識啓発を推進する	市民活動課 児童課
	ドメスティック・バイオレンスの実態把握に努めるとともに、被害者が適切な相談を受けられるよう相談機能を充実し、その周知を図る	児童課
	被害者の早期発見のため、教職員、保育士、保健師、保護者等へ、被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発を行う	児童課 健康課 学校教育課

指標
P75

行動計画



(41) 庁内及び関係機関との連携を強化する

被害者を救済する体制の明確化と庁内及び関係機関によるネットワークを強化する

新

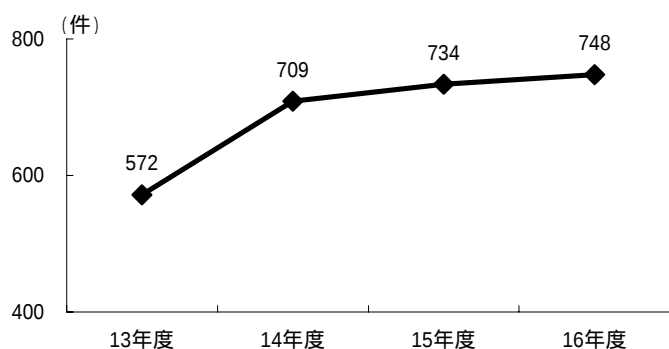
情報の共有化と被害者への支援体制の確認を行うため、庁内において関係部署との連絡会を定期的を開催する	市民活動課
要保護児童対策地域協議会を中心に、県・警察・児童相談センター・社会福祉事務所など関係機関との連携を図り、虐待対応相談体制の充実・強化を図る	児童課

指標
P 75

指標
P 75

児童虐待の現状

虐待相談の処理件数 < 愛知県児童相談センター、児童・障害者相談センター >



件数は各年度内に処理した件数

資料・愛知県児童相談センター「平成16年度児童相談センター業務概要統計」

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)が改正されました！(平成16年12月施行)

改正のポイント 元配偶者に対しても命令できる	
保護命令 (2種類)	■ 接近禁止命令(被害者の身辺につきまとうことを禁止する命令) 改正のポイント ・被害者だけ → 被害者の子どもにも適用
	■ 退去命令(加害者を家から出ていかせる命令) 改正のポイント ・2週間 → 2か月間に拡大 ・住居付近のはいかにも禁止 ・再度の申し立てが認められる

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

TOPICS

内閣府男女共同参画局では、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークを作成しました。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。



これがドメスティック・バイオレンスです！

身体的なもの

- なぐる
 - ける
 - 髪をひっぱる
 - 物を投げつける
- など

精神的なもの

- 大声でどなる
 - 無視する
 - 人と付き合うのを制限する
 - 大切なものを壊す
- など

性的なもの

- 性行為を強要する
 - 避妊に協力しない
 - 見たくないポルノビデオ等を見せる
- など

経済的なもの

- 生活費を渡さない
 - 外で働くことを妨害する
- など

あなたとパートナーの関係は大丈夫？

お互いにどういう接し方をしているか一度チェックしてみてください。

配偶者やパートナーとの間で、こんなことが起こったら危険信号です。暴力の兆候は早期に発見し、対応することが大切です。

配偶者やパートナーは・・・

- ☐ 独占欲が強く、嫉妬心が強い
- ☐ 命令するような口調でものを言う
- ☐ あなたを友人や家族から孤立させようとする
- ☐ 家計費の使い道を細かく報告させる
- ☐ あなたを「もの」や所有物のように考えている
- ☐ 望まない性行為を迫る
- ☐ あなたの生活を管理しようとする
- ☐ あなたを批判し、自信を失わせる
- ☐ つかみかかる、押す、つねる、叩くなどあなたを乱暴に扱う
- ☐ 暴力を飲酒のせいにする
- ☐ 家の中の物を壊したり、ペットをいじめたりする
- ☐ 子どものところに虐待を受けたり、誰かが虐待されるのを見た経験がある

あなたは・・・

- ☐ 何をしても配偶者やパートナーの許可がいる
- ☐ いつも受け身で危機感に襲われることがある
- ☐ 何かしようとするとき配偶者やパートナーの機嫌が気になる
- ☐ 配偶者やパートナーが怒るのは自分に非があるからだと思っている
- ☐ あなた自身が子どもの頃に虐待を受けたり、誰かが虐待されるのを見た経験がある

施策の方向性

20 安心して生活するための支援の充実

ひとり親家庭や要援護者への支援体制を充実し、必要な情報などの提供を行うことを通して、誰もが安心して生活することができる社会づくりをめざします。

行動計画

(42) ひとり親家庭への支援を充実する

行政サービスなどの充実により経済的・社会的自立を支援する

ひとり親家庭に対する相談体制の充実や自立支援に向けた取り組みを推進する	児童課
ひとり親家庭への医療費助成を実施することにより、医療費の経済的支援を実施する	国保年金課

指標
P 75

行動計画

市民

(43) 要援護者への支援を充実する

高齢者・障害のある人を支援する

援護を必要とする人々が地域で安心して暮らせるよう、町内福祉委員会など地域での見守り活動を充実する。	社会福祉協議会
援護を必要とする人々が自身の悩みや問題の解決に向けて、お互いに集い、悩みを出しあえるようなつどいの場づくりを支援する	社会福祉協議会

町内福祉委員会

>> Key - Word

町内会単位に地区内の福祉団体（老人クラブ、子供会等）、民生・児童委員、町内会役員、ボランティア等で構成され、地域住民によるきめ細やかな福祉活動を推進するための拠点となる組織です。



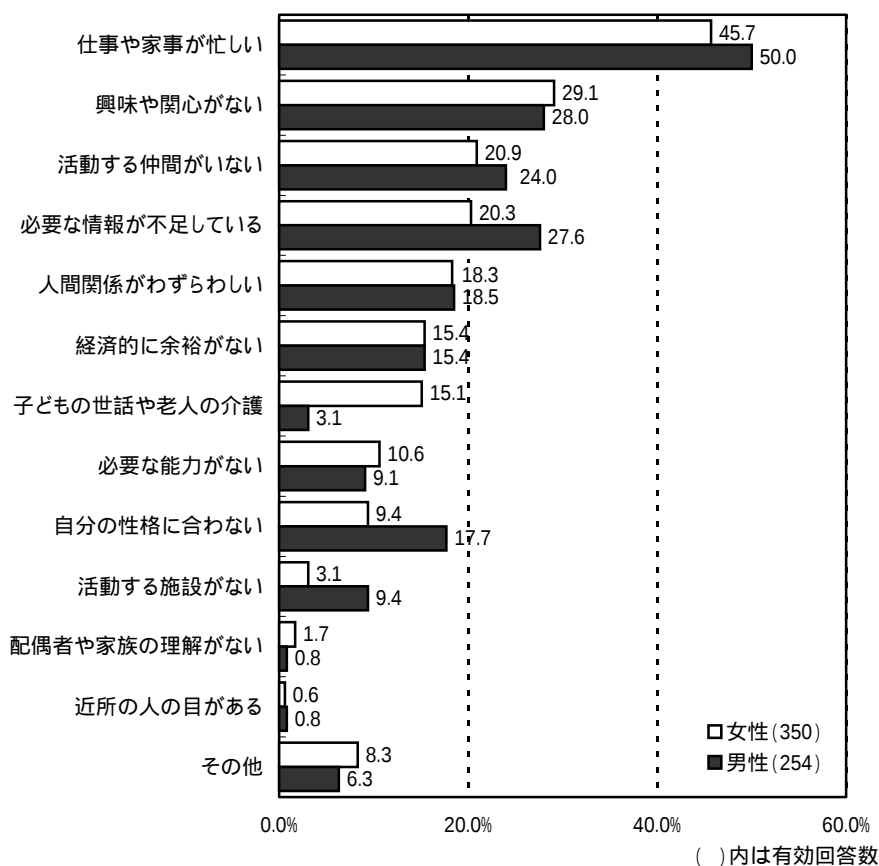
課題 - 3 参画を助ける環境の整備

現状と課題

子育てや介護のほとんどは女性が担っているのが現状であり、そうした負担は、女性が社会へ参画することの妨げとなっています。地域活動や社会活動に参加していない理由をみると、「子どもの世話や老人の介護」が最も男女差が大きくなっています。

しかし、働く女性が増えたことや、少子高齢化の進行などの社会環境の変化に伴い、男女が協力して子育てや介護にかかわっていくことが求められるようになりました。子育てや介護による負担や悩みを軽減し、誰もが生き生きと社会参画できる環境づくりが必要です。

地域活動・社会活動に参加していない理由



資料・男女共同参画に関する市民の意識調査（平成16年度）

体 系

施 策 の 方 向 性	行 動 計 画
21 子育て支援の充実	(44) 多様な保育サービスを充実する
	(45) 子育て支援サービスを充実する 市民
22 介護サービスに関する支援の充実	(46) 民間やボランティアによるサービスを充実する 市民
	(47) 介護する人への支援を充実する 市民

指 標

行動計画	検証指標	現 状	目 標 平成 2 1 年度	目 標 平成 2 4 年度
(44)	夜間保育実施箇所数	0 か所 (H17.4)	1 か所	1 か所
(44)	特定保育実施箇所数	0 か所 (H17.4)	3 か所	3 か所
(45) 総合計画	子育て支援センター設置数	3 か所 (H17.4)	5 か所	5 か所
(45) 総合計画	育児支援家庭訪問件数	-	30 件	40 件
(45) 総合計画	児童クラブ設置数	24 か所 (H17.4)	25 か所	25 か所
(47) 総合計画	在宅介護支援センター設置数	6 か所 (H17.4)	9 か所	9 か所
(47)	介護教室の開催数	25 回 (H16 年度)	51 回	54 回

施策の方向性

21 子育て支援の充実

子育てを行う上での男女の固定的な役割分担意識を解消するとともに、働く母親だけでなく、すべての子育て家庭への支援を行い、子どもを産み育てる喜びを実感できる社会づくりをめざします。

行動計画

(44) 多様な保育サービスを充実する

ライフスタイルの多様化に対応した保育サービスを充実する

	休日保育、一時保育、延長保育、病後児保育などの事業を推進する	児童課
新	夜間保育・特定保育を新たに推進する	児童課
	認可外保育施設の運営の充実を図るため、指導を行う	児童課
新	幼稚園における預かり保育を検討する	学校教育課

指標
P 83

行動計画

市民

(45) 子育て支援サービスを充実する

子育てを地域で応援する環境を整える

	地域で子育てする環境を整えるため、子育て支援センターの増設、ファミリー・サポート・センター事業の充実、育児支援家庭訪問事業などを実施する	児童課
	児童クラブ事業の内容の充実を図る	児童課
新	NPOが講習会を開催して託児者の養成を図る活動を、支援する	児童課
	子育て支援センターでパパとママの子育てホットタイムを開催し、父親の育児参加を促す	児童課
	育児の悩みを解消するため、子育て相談や講座の内容を充実し、ホームページ等でPRを行っていく	児童課
	子育て中の人々が気軽に訪れ、子育てに関する学びや情報交換ができる場を充実する	生涯学習課
	子育て中の親子が参加できる、地域内での世代を超えたふれあいの場づくりを支援する	社会福祉協議会

指標
P 83

指標
P 83

夜間保育

>> Key - Word

夜間に保護者が仕事などのために家庭で児童の保育ができない場合に、保護者に代わって保育をする制度です。

特定保育

>> Key - Word

児童の保護者が、一定程度(1か月当たり概ね64時間以上)、家庭での保育が困難だと認められる就学前児童について、1週につき2、3日の特定した日時に保育を行う制度です。

子育て支援センター

>> Key - Word

子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援など地域の子育て家庭に対する育児支援を行う制度です。

ファミリー・サポート・センター事業

>> Key - Word

「子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「子育ての協力をしてくれる人(提供会員)」が会員となってお互い助け合う会員組織で、保育園等への送迎や帰宅後の預かり、外出時の預かりなどを行います。

育児支援家庭訪問事業

>> Key - Word

出産後間もない時期(概ね1年程度)に、母親の病気等の理由により乳児の養育に支障が生じたとき、ヘルパー等によって家庭での育児や家事等の手伝いをする事業です。



赤ちゃんと一緒に親子で喜び、
ふれあいながら遊びます。
また、パパ・ママの情報交換の
場ともなっています。

パパとママの子育てホットタイム

施策の方向性

2.2 介護サービスに関する支援の充実

介護を必要とする人自身と介護する人たちが社会的支援などを受けることができ、地域全体でお互いに自立した暮らしを支えあえる、ふれあいのある社会づくりをめざします。

行動計画

市民

(46) 民間やボランティアによるサービスを充実する

幅広いサービスの提供を図る

介護の必要な高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、小規模多機能型居宅介護や認知症グループホームの整備を進める	高齢福祉課
介護サービス事業者の質の向上を図るため、ケアマネジャー（居宅介護支援事業者）への研修を実施するとともに、介護保険事業者連絡調整会議を開催し、介護サービス事業者への情報提供や情報交換を実施する	高齢福祉課 社会福祉協議会
お互いに助けあえる地域を育むため、地域でのボランティアの育成と組織化を支援する	社会福祉協議会
要介護者の暮らしを豊かにするため、さまざまな分野のボランティアの活動を支援する	社会福祉協議会
公的サービスだけでは補いきれない個別のニーズに対応するため、細やかな対応ができるよう、民間在宅サービス事業の充実を図る	社会福祉協議会

小規模多機能型居宅介護

>> Key - Word

介護の必要な高齢者に、なじみの関係を築ける小規模な施設（25人程度）において、「通い」を中心として、要介護者の希望や状態に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援します。

認知症グループホーム

>> Key - Word

認知症高齢者が、小規模な生活の場（5人から9人までの共同居住形態）において、食事の支度、掃除、洗濯等を介護従事者と共同で行い、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送るための日常生活上の世話を提供する施設です。

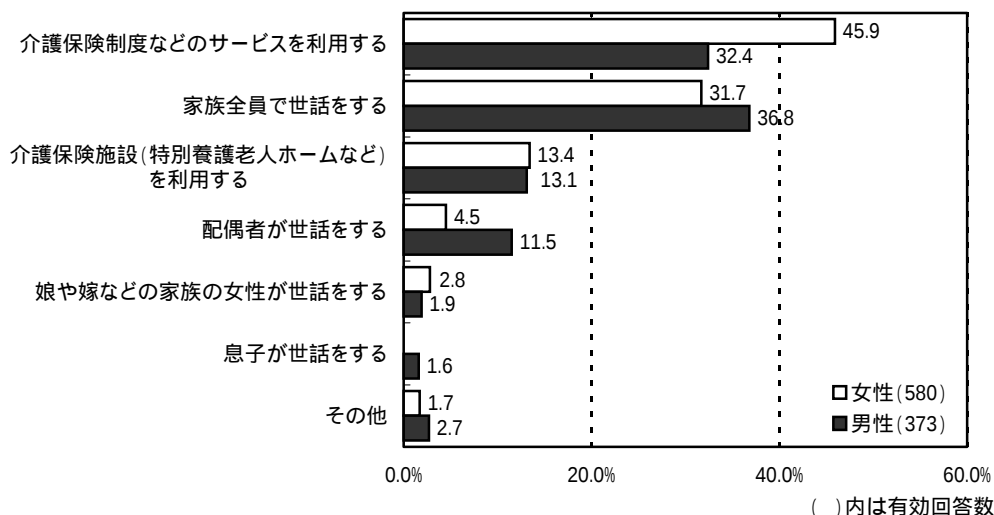
行動計画 **市民**

(47) 介護する人への支援を充実する

介護する人の負担を軽減し、社会へ参画しやすい環境をつくる

介護保険ガイドブック、介護に関する広報誌、ホームページなどを活用し、高齢者、障害のある人に対するサービスなどの情報提供を図る	障害援護課 高齢福祉課 社会福祉協議会	指標 P 83
在宅介護に関する窓口を充実させるため、地域における介護の相談窓口となる在宅介護支援センターを整備する	高齢福祉課 社会福祉協議会	
介護しやすい環境をつくるため、介護する人への心身の健康に関する相談や教育を実施する	健康課 社会福祉協議会	
介護する人のリフレッシュを図るとともにネットワークづくりの場を提供するため、介護者のつどいを開催する	社会福祉協議会	指標 P 83
地域への情報を提供するため、地区社会福祉協議会及び町内福祉委員会における介護教室を開催する	社会福祉協議会	

要介護者への介護のあり方についての意識



資料・男女共同参画に関する市民の意識調査(平成16年度)

疑似体験！！



喜びも苦しみもお互いに
分かちあおうとするところが大切ですね！